

## 【市営住宅】家賃の減免について

減免事由に該当する場合、家賃の一部を減免する制度があります。

### ■対象となる事由・額（安曇野市営住宅条例施行規則 別表第2より）

減免の対象となる事由	減免する額
入居者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく保護を受けているとき。	入居者の家賃の月額から生活保護法による住宅扶助額を差し引いた額の範囲内で市長が定める額
入居者及び同居者の収入が疾病、災害等により生活保護基準以下の収入となったと市長が認めるとき。	3分の2（100 円未満の端数切り捨て）
入居者及び同居者の収入が疾病、災害等により生活保護基準に近い収入となったと市長が認めるとき。	3分の1（100 円未満の端数切り捨て）
次のいずれかに該当するときで、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 1 条第 3 号に規定する収入が公営住宅法施行令第 2 条第 2 項に規定する収入区分の最下位区分に該当するとき。 (1) 入居者又は同居の親族の 1 人が次のいずれかに該当するとき。 ア 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 に掲げる重度障害の状態にあるもの又は同表ノ 3 に掲げる第 1 款症の傷病の状態にあるもの イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる 1 級から 4 級までの障害のあるもの ウ 療育手帳交付要綱（昭和 50 年長野県告示第 192 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が重度又は中度と判定されたもの エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級の精神障害者 (2) 入居者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する者であって、現に 20 歳に満たない者を扶養しているものであるとき。 (3) 入居者が 60 歳以上の者であって同居の親族の全てが次のいずれかに該当するものであるとき。 ア 入居者の配偶者 イ 18 歳未満の者	3分の1（100 円未満の端数切り捨て）

ウ 60歳以上の者 (4) 入居者が昭和20年9月2日以前から引き続き日本国籍を有し、かつ、日本以外の地域（未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）第2条第1項第2号及び未帰還者に関する特別措置法施行令（昭和34年政令第51号）第1条に規定する地域をいう。）に居住していた者及びこれに準ずる者で帰国後5年に満たないものであるとき。	
市営住宅の全部又は一部が滅失その他の事由により利用することができなくなった場合において、それが入居者又は同居者の責めに帰することができない事由によるものであるとき	その利用をすることができなくなった部分の割合に応じた額
その他市長が特に認めるとき。	市長が相当と認める額

※駐車場使用料に適用する場合は、「家賃」を「駐車場使用料」と読み替えることができます。

## ■申請方法

- 家賃の減免を希望される方は、住宅係へご相談ください。
- 申請書の提出にあたっては、減免基準を満たすことを証明する書類の添付が必要な場合があります。